

## 政府の知的財産戦略を受けた 著作権法の改正(2004年度)

デジタルコンテンツ委員会\*

政府の知的財産戦略を受けて行われた2003年度の著作権法改正については、既に本誌(Vol.54, No.1, pp.123~126 (2004))で紹介しております。

今第159回通常国会においても、2003年7月8日公表の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」や、2004年1月公表の文部科学省文化審議会著作権分科会報告書等で挙げられた検討事項の一部について、引続き著作権法の改正が行われました(平成16年法律第92号「著作権法の一部を改正する法律」2004年6月9日公布、2005年1月1日施行)。

また、さらに同国会においては、同計画やこれと連携した司法制度改革推進本部(知的財産訴訟検討会)での検討結果を受けて、知的財産関連訴訟の手續強化等を目的とした民事訴訟法や知的財産法全般の一括改正も行われており(平成16年法律第120号「裁判所法等の一部を改正する法律」2004年6月18日公布、2005年4月1日施行)、著作権法もこれに対応した改正がなされています。

これら短期間での二度の著作権法改正について、本稿でその骨子をQ&A形式でご紹介します。Q1~Q5は、前者の著作権法改正を、Q6は後者の訴訟手続きの改正を扱います。

**Q1** 音楽レコードの並行輸入に関する著作権法上の新しい規制について教えてください。

**A1** 日本の音楽業界はアジアを中心に海外への進出・展開を図り、J-POPといった邦楽レコード等の売上げ拡大を図っています。しかしこれら海外での邦楽レコード等の販売価格は、日本国内での販売価格に比べ低廉であることから、海外で購入した真正の邦楽レコードが日本国内に逆輸入される(還流する)事態が発生しました。これによる国内レコードの売上げへの悪影響を懸念した音楽業界から強い要望が出され、一定条件の下で、音楽レコードの輸入等の行為を“みなし侵害”として規制し、この還流を防ぐことができるように法改正がなされました(なお、念のため付記すれば、本件は真正の音楽レコードの日本への還流対策であり、違法な複製行為による海賊版への直接的な対策を目的としたものではありません)。

その要件は、分かり易くまとめると下記のように集約できます。

### <条件A：保護対象の「レコード」の条件>

- ① 「商業用」レコードであること
- ② 国内頒布用レコードと国外頒布用レコードが「同一」であること
- ③ 国外頒布用レコードは「専ら」国外に頒布するためのものであること
- ④ 国外で実際に「発行されている」こと

\* 2004年度 Digital Contents Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### <条件B：禁止される「行為」の条件>

- ⑤ 上記レコードを「頒布目的で輸入」、「頒布」、「頒布目的で所持」する行為であること（頒布：有償・無償を問わず公衆に譲渡・貸与する行為）
- ⑥ これらの行為をするにあたって「情を知って」いること
- ⑦ これらの行為によって権利者の「見込まれる利益が不当に害される」こと

まとめれば、条件A（①～④）に該当するレコードがあった場合、これに対する条件B中の⑤の行為は、⑥及び⑦の事情が認められるとき、著作権もしくは著作隣接権の“みなし侵害”となります（なお、個人輸入の場合は条件B⑤から、個人的に当該行為が行われている限りにおいてみなし侵害とはならないと解釈されます）。著作権者または著作隣接権者は、このみなし侵害行為に対し民事上の差止や損害賠償等の救済措置を受けることが可能になり、また当該みなし侵害行為が営利目的の場合に限り、権利者の告訴を条件に刑事罰の対象となりました。

これを言い換えれば、邦楽の権利者が当該規定による保護を受けるには、その発行するレコードに関しては、予め条件Aをクリアしておく義務が課され、また条件B⑥⑦を証明できる対応・準備を進めておく必要があるということになります。逆に並行輸入業者等は、海外レコードの日本国内への還流を検討する場合に、条件A及び条件B（通常⑤は避け難いはずなので、特に⑥⑦）の確認が必須になることを意味します。

なお、原則は上記のとおりですが、これに加え、法律は例外としてみなし侵害とならない除外事項も用意しています。

### <条件C：除外事項>

- ⑧ 国内頒布用レコードが「政令指定期間」

（上限あり：最初の国内発行日から7年を越えない）を経過していること

- ⑨ 上記⑧の国内頒布用レコードと「同一」の国外頒布用レコードであること

国外頒布用レコードを「頒布目的で輸入」、「頒布」、「頒布目的で所持」する行為であっても、条件Cに該当すればみなし侵害とはなりません。

**Q 2** 条文の内容は大体分かりましたが、その他に注意すべき点はありますか？

**A 2** 法文上の条件はおおむねA1のとおりですが、その他本改正を理解するに当たってのポイントを次に説明します。

#### ① “輸入権”創設ではなく“みなし侵害”化

まず基本的な経緯の確認ですが、2003年7月公表の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」では、当初、本件還流対策問題は「レコード輸入権の創設」という、いわゆる「権利付与型」規制の論点として採り上げられていましたが、紆余曲折の末、最終的には“みなし侵害”という「行為規制型」規制に落ち着きました。

#### ② 規制対象は「アジア」だけではなく「全世界」

当初はアジア地域からの還流に限定して規制を設ける予定でしたが、ローマ条約等の内国民待遇を考慮し、地域限定をつけないことになりました。従って、並行輸入のほとんどを占める欧米の洋楽レコードも形式的には当該規制の対象になり得ます（ただし④参照）。

#### ③ 他分野への規制拡大は今のところなし

音楽以外の分野（映画、書籍等）では、言語の壁があるため客観的に音楽と同様の問題が生じておらず、規制が他ジャンルに拡大することは今のところはないとされています（文化庁に確認済み）が、この点についても、今後の運用に重大な関心を持って注目する必要があります。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

す。

#### ④ 附帯決議に注目

本問題はマスコミ等でも話題になったためご存知の方も多いたと思いますが、参議院文教科学委員会の会議録（第159回国会 第12号 平成16年4月20日）や、衆議院文部科学委員会の会議録（第159回国会 第25号 平成16年6月2日）において、政府及び関係者が配慮すべき点を挙げた「附帯決議」が付されています。ここでは、衆議院の当該附帯決議の概要を以下に紹介します。

#### <衆議院文部科学委員会の附帯決議（概要）>

- ・ 欧米音楽レコードの並行輸入や個人輸入を阻害しないような配慮と還流防止装置の見直しを含めた適切な対策
- ・ みなし侵害の要件の明確化と周知化と運用の監視
- ・ 還流防止措置の政令指定期間を適正に定めることとその見直し
- ・ 日本販売禁止が外から見えるようにすること
- ・ 制度運用の定期報告をレコード会社に求めること
- ・ レコード市場の状況把握と消費者への周知
- ・ 一定期間後制度の見直し（還流防止措置の廃止や期間短縮を含む）
- ・ 再販価格引下げ・再販期間短縮等消費者保護の観点からの弾力的運用

附帯決議は、ご承知のように法的な拘束力はありませんが、河村文部科学大臣や日本レコード協会は、本附帯決議を尊重する旨、国会や新聞意見広告等の公の場で表明していますので、どのように実際の運用がなされていくのかを注目する必要があると考えます。

#### ⑤ ガイドラインを発行予定

文化庁では、附帯決議にも挙げられています

が、当該改正によるみなし侵害の予見可能性を高めるために、各要件の具体的な判断基準（例えば、「同一」の範囲、「情を知って」の具体的状態、「利益が不当に害される」場合等）をガイドラインの形で秋頃に発行予定とのことであり、本稿が出版される頃には既に公表されている可能性があります。

また、還流防止を実行することになる税関との調整を行っているとのことでした。

#### Q 3

書籍や雑誌の貸与が勝手にできなくなるそうですが詳細を教えてください。

#### A 3

1984年にレコードレンタル問題を発端として著作物全般に貸与権（映画の場合は頒布権）が創設されました。しかし、書籍や雑誌だけは、零細な貸し本業者救済の観点や集中的な権利処理スキームが整っていないこと等を理由に、別途著作権法附則第4条の2を定め、これらについては「当分の間」貸与権を適用しないこととされていました。

ところが近年、ビデオレンタル業者の新ビジネスとして始まった漫画の単行本の貸与、いわゆる「レンタルコミック」が流行しだしたため、危機感を強めたコミック作家や出版業界を中心に強い要望が出され、今般、当該暫定措置を廃止して、書籍・雑誌にも貸与権を付与することになりました。

#### Q 4

それでは雑誌・書籍のレンタル問題は万事解決ということですか？

#### A 4

そうとは言い切れません。日本書籍出版協会や日本雑誌協会等の出版業界やコミック作家等の権利者サイドの団体（15団体）で構成する「貸与権連絡協議会」では、法改正を推進する活動を行うとともに、当該法改正を受けて貸与権の集中管理を行い、使用料とレンタル禁止期間等の管理を行う「出版物貸与権管理センター（仮称）」の設立運用を宣言し

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ています（ただし2004年8月12日現在、文化庁の著作権等集中管理事業者としての登録なし）。

また、ビデオレンタル業大手のTSUTAYA（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）やGEOとは貸与権の処理に関して基本的な合意形成に至った旨伝わっていますが、中小レンタル事業者の団体である「全国貸本組合連合会」、「コミックレンタル有志の会」、「日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合」は、貸与権付与に対し反対を表明しており（妥協点として報酬請求権創設を提言）、政府や権利者サイドが企図した貸与権処理のスキームが構築できるかどうかについても、今後注目していく必要があります。

ちなみに、音楽レコードの還流防止問題の設問でも触れた衆議院の附帯決議では、貸与権について「公正な使用料」と「適正な貸与禁止期間」の設定によって、円満な利用秩序の形成と貸与権集中管理機関の整備に努めることが謳われています。

また、今回付与された貸与権は、貸与行為の介在しない、いわゆる「新古書店」（中古流通）や「マンガ喫茶」（閲覧行為）には対応していない点に注意が必要です。

ただし、マンガ喫茶に関する関係者の自主的取組みとして、マンガ喫茶業者の団体「日本複合カフェ協会」と権利者側の「日本雑誌協会」、「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」の三者間で、2003年5月にマンガ閲覧に対する利益の権利者への還元について基本合意が成立しています。しかしルール・料金等がどのようなになっているのかは詳らかになっておらず、今後の本問題に関する進展については注目する必要があります。

**Q 5** 著作権法違反に対する罰則が強化されたということですが、今回の強化はどのような内容でしょうか？また特に留意すべき

ポイントを教えてください。

**A 5** 懲役刑及び罰金刑の引き上げが、その内容です。また、特筆すべき点として、罰金刑と懲役刑の「併科」が可能になったことが挙げられます。これにより、従来のように罰金刑と懲役刑のどちらかを適用する方法の他に、懲役刑と罰金刑を両方科すことができるようになりました。これは、著作権侵害の場合に、執行猶予が付かない懲役刑＋罰金刑の併合適用という手法を用いることで、制裁としての実効性を挙げようとする政府の判断が働いたことによるもので、知的財産法分野での導入は初めてのことです。

今回の改正内容を侵害態様別にまとめると以下ようになります。

#### ① 第119条違反

(i) 著作権，著作隣接権，出版権侵害

	改正前	改正後
懲役刑	3年以下	5年以下
罰金刑	300万円以下	500万円以下
法人重課	1億円以下	1億5千万円以下
併科	なし	あり

(ii) 著作者人格権，実演家人格権侵害及び営利で違法複製に自動複製機器を使用させること

	改正前	改正後
懲役刑	3年以下	5年以下
罰金刑	300万円以下	500万円以下
法人重課	300万円以下	500万円以下
併科	なし	あり

#### ② 第120条違反

著作者または実演家死亡後の人格権侵害

	改正前	改正後
懲役刑	なし	同左
罰金刑	300万円以下	500万円以下
法人重課	300万円以下	500万円以下
併科	なし	同左

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

③ 第120条の2違反

(i) 技術的保護手段回避規制，権利管理情報改竄規制違反

	改正前	改正後
懲役刑	1年以下	3年以下
罰金刑	100万円以下	300万円以下
法人重課	100万円以下	300万円以下
併科	なし	あり

(ii) 国外販売した商業用レコードの日本への輸入，頒布，頒布目的所持（新設規定）

	改正前	改正後
懲役刑		3年以下
罰金刑		300万円以下
法人重課		300万円以下
併科		あり

④ 第121条違反

著作者でない者の実名または周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物の頒布

	改正前	改正後
懲役刑	1年以下	同左
罰金刑	100万円以下	同左
法人重課	100万円以下	同左
併科	なし	あり

⑤ 第121条の2違反

商業用レコードの複製，頒布，頒布目的所持

	改正前	改正後
懲役刑	1年以下	同左
罰金刑	100万円以下	同左
法人重課	100万円以下	同左
併科	なし	あり

⑥ 第122条違反

出所明示義務違反

	改正前	改正後
懲役刑	なし	同左
罰金刑	30万円以下	50万円以下
法人重課	30万円以下	50万円以下
併科	なし	同左

**Q 6** 著作権法の民事訴訟手続きにおいて、今回はどのような改正があったのか教えてください。またその際の留意点も教えてください。

**A 6** 民事訴訟手続きの見直しについては、民事訴訟法及び知的財産法の各分野において近年数次に渡って改正が行われているところですが、冒頭でも述べたように、2004年度も知的財産法全般（不正競争防止法含む）に渡る一括改正が行われました。当改正は、裁判所の機能強化（裁判所法，民訴法等改正），民事訴訟手続きにおける侵害立証容易化と営業秘密保護のための手当（個別の知的財産権法改正），特許侵害訴訟と特許無効審判の関係整理（個別の産業財産権法改正）といった重要な内容を含みますが、ここでは著作権法改正に直接盛り込まれた部分（侵害立証容易化と営業秘密保護のための手当に関する部分）を抽出して紹介します。

なお、著作権法においては、他の知的財産法と同様、損害額や侵害行為立証のための書類提出命令の拡充、「相当の」損害額の認定、積極否認の特則、損害額立証負担軽減等のルールを既に導入済みで、今回の改正による追加事項は、次の2点に集約できます。

① 書類提出義務の有無に関する非公開審理（インカメラ）手続の整備

既に著作権法第114条の3において「インカメラ手続」が定められています。これは、訴訟手続きにおける書類提出命令に関し、書類の所持者が提出を拒む正当な理由があるか否かについて判断するために、裁判官のみが裁判官室で書類を閲読して提出の可否を決定する手続きのことで、何人もその提示された書類の開示を求めることができないことになっています。

今回の改正は、このインカメラ手続における手続の透明性を確保するために、裁判所が必要と認めた場合、意見聴取のため、当事者・訴訟

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

代理人等にインカメラ手続の対象となる書類を開示できることとしたというものです。

この場合、裁判所は当事者の申立てにより、その文書の開示を受ける者に対して、次の②で解説する秘密保持命令を発することができることになっていますので、当事者は営業秘密の拡散を防ぐつもりであれば、下記制度の利用は必須となるでしょう。

### ②秘密保持命令制度の導入

著作権等の侵害訴訟において、一定の要件を満たすことが疎明された場合には、裁判所は当事者の申立てにより、当事者・訴訟代理人等に対して、営業秘密について訴訟追行目的外の使用と開示範囲を制限する「秘密保持命令」を決定できるようになりました。この「一定の要件」は簡単にまとめると次のようになります。

- ・準備書面や証拠等に当事者の営業秘密が含まれていること
- ・営業秘密の目的外使用や開示によって当事者の事業活動に支障をきたすおそれがあり、その制限をする必要があること
- ・ただし、当事者の申立て前に準備書面の閲読や証拠取調べ・開示に拠らない方法で入手した営業秘密については当該命令の対象外

また、この秘密保持命令に関しては、この申立てが却下された場合は即時抗告が許されていますし、秘密保持命令を取消すための申立てによる裁判手続きも用意されています。

さらに、秘密保持命令の付された訴訟記録に関しては、民事訴訟法上の秘密保護のための閲覧制限制度の対象になっていることが前提ですが、裁判所は、秘密保持命令の対象になっていない者からの閲覧請求があった場合に、当事者に当該請求があったことを通知し、2週間秘密部分の閲覧を禁ずることが可能になっています。その間に当事者は、当該請求者に対する秘

密保持命令の申立てを行うスキームになっており、この場合、閲覧禁止の期間は申立ての裁判が確定するまで延長されます。

なお、秘密保持命令の拘束力を高めるため、当該命令に違反した場合は、刑事罰の対象となります（下記参照）。

### <第122条の2 違反>

#### 秘密保持命令違反（新設規定）

	改正前	改正後
懲役刑		3年以下
罰金刑		300万円以下
法人重課		1億円以下
併科		なし

（\*上図は、Q5/A5①～⑥の罰則強化に関する表と併せてご覧ください。なお、Q5/A5の罰則強化は2005年1月1日施行ですが、上の場合は根拠法が異なるため、施行が2005年4月1日になることに留意してください。）

なお、憲法上の裁判公開原則との絡みで検討されていた、営業秘密が問題となる訴訟における「当事者尋問等の公開停止」の制度は、本改正の目玉の一つでしたが、今回は特許法と不正競争防止法にのみ導入され、著作権法（及び実用新案法、意匠法、商標法）への導入は見送られました。

本改正によって著作権侵害に関する民事訴訟動向にどのような影響が出るのか、また秘密保持命令の制度が実際にはどのように活用されていくかについては、今後の司法運用の推移を見守っていく必要があります。

**Q 7** 今後の動向について教えてください。

**A 7** 今回の著作権法改正は、直接には「知的財産の創造、保護及び活用に関する計画」（知的財産戦略推進計画）によるものでしたが、同計画は既に見直され「知的財産推

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

進計画2004」(2004年5月27日公表)としてリ  
ニューアルが図られています。ここでは「第4  
章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大」を中心  
として、著作権分野に関連する検討課題が、引  
続き多々挙げられていますので、関心のある方  
は十分なチェックが必要となります。以下に、  
同計画から著作権に関連すると思われるテーマ  
を抽出しておきますので、参考にしてください。  
＜「知的財産推進計画2004」の著作権関連ア  
イテム＞

- (1) ゲームソフトの中古流通問題  
権利者側は流通時の“報酬請求権”を要  
求(ただし、具体的な権利のこれ以上の内  
容は不明。また、今のところ文化庁著作権  
課長はソフト業界の要求には否定的立場を  
維持)。
- (2) 私的録音録画補償金制度見直し  
実態に応じた制度見直し。
- (3) 出版物の「版面権」  
出版業者の印刷行為への著作隣接権付与  
の是非。
- (4) 無許諾上映の限定  
対価還元と無許諾可能範囲の限定。
- (5) 著作権保護期間延長  
映画以外のジャンルの延長検討。
- (6) 権利者不明時の著作物裁定制度円滑化  
2004年度中に手続き見直しとマニュアル  
公表。
- (7) 権利制限規定の見直し  
2004年度に公正利用促進の観点から検討。
- (8) 技術的保護手段回避規制強化  
2004年以降継続検討。
- (9) 著作権法簡素化  
2005年中結論。
- (10) 「デジタル時代に対応した法制度のあ  
り方」検討  
2004年度から検討。具体的内容不明。

- (11) 条約推進  
放送機関保護条約や視聴覚実演条約の採  
択に向けて日本として貢献。
- (12) 著作権ライセンス契約のライセンシー  
保護制度  
2004年度以降制度設計(対抗制度・公示  
制度の必要性、権利不行使制度等)を検討。
- (13) 政府向けソフトウェア開発のバイ・ド  
ール規定(民間帰属)適用  
2004年度以降に関連法案提出。
- (14) インターネット上の侵害取締り強化  
2004年度中に必要な整備。違法コンテン  
ツ監視システム活用推進。
- (15) オープンソースソフトの法的責任整理  
2004年度中に考え方を公表。
- (16) 創作性のないデータベースの保護  
2004年度中に結論。
- (17) 改正下請法の運用状況調査  
2004年度中コンテンツ制作にかかる業者  
への書面調査。
- (18) 損害賠償制度の強化  
2004年度末までに知的財産全般検討。特  
に送信可能化権の立証負担軽減を検討。
- (19) 知的財産侵害刑事罰見直し  
2004年度末までに引上げ要否結論。
- (20) 刑事訴訟における秘密保護のあり方  
2004年度から産業界等ニーズ調査。
- (21) 模倣品・海賊版対応のための一括改正法  
2004年度中に海賊版対策集中処理。

また、著作権法やコンテンツに関する政府の  
動向については、上記「知的財産推進計画2004」  
の事務局である知的財産戦略本部の他に、主な  
ものとして、政府直属の司法制度改革推進本部、  
規制改革・民間開放推進本部、IT戦略本部、  
総合科学技術会議、経済産業省(産業構造審議  
会知的財産政策部会等)、文部科学省(文化審  
議会著作権分科会等)及び総務省の動向につい

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て引続き注目していく必要があります。

須であると考えられます。

これらの政府動向のうち、本稿が出版される頃には、ある程度明らかになっているテーマもあると思われまますので、定期的なチェックは必

(原稿受領日 2004年8月11日)

